

(参考様式5)

事業活用活性化計画目標評価報告書

計画主体名	計画主体コード	計画番号	計画期間	実施期間
藤里町	53465	40	H20～22	H20
活性化計画の区域				
藤里地区				

1 事業活用活性化計画目標の達成状況

事業活用活性化計画目標	目標値 A	実績値 B	達成率(%) B / A	備考
交流人口の増加	2.0%	-11.0%	-550%	

(コメント)
都市農村間交流の拠点として、地域の集会所を有効活用して宿泊施設に改装し、地域振興に一体となってツーリズムに取り組んだ結果、この施設自体の宿泊実績は着実に増加しているものの、町全体としての観光入込客数の減少により活性化計画目標が未達成となった。

2 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業メニュー名	事業内容及び事業量			事業実施主体
廃校・廃屋等改修交流施設	既存集会施設の簡易宿泊機能付加 交流宿泊施設整備一式			藤里町
管理主体	事業着工年度	事業竣工年度	供用開始日	
藤里町	H20	H20	H20.8.1	
事業の効果				
本施設単独の活用目標は年間100人であり、実績は目標を上回っていることから、活性化計画目標である町全体の交流人口の目標達成には至らなかったものの、本施設の整備は交流人口の増に一定の貢献をしたものと考えている。 (100人の目標については事業別概要に記載) 本施設「清流荘」を運営している地元集落の「くまげらの会」の母さんたちが作る、地元の食材100%にこだわった田舎料理は県外からの宿泊者には好評であり、また、きりたんぼ作りなどの郷土料理体験や地元住民のみ知る絶景スポットの紹介など、温かいおもてなしの心で、リピーター客の増加につなげている。 また、本集落は高齢化率が57%と進んではいるが、本施設の活用等により、訪れる子どもたちや親御さんとの触れ合いや交流など、集落住民が施設運営にやりがいを感じており、地域の活性化に繋がっている。				

3 総合評価

(コメント)

藤里町だけにとどまらず白神山地全体へ訪れる観光客が減少している。また、それに追い打ちをかけるように燃料高騰や不景気などにより入込客数が減少したものと考えられる。藤里町としては、季節ごとにイベントを実施するなど、町の魅力等を積極的に情報発信しているが結果的には、目標が未達成となったものである。

4 第三者の意見

(コメント)

秋田県全体の観光客数も目標設定期間に合わせた実績を見ると、目標値とした平成17年度から19年度の平均が45,655千人に対し、実績値である平成20年度から22年度は43,822千人で、増加率は-4.0%であり、本事業活用活性化計画目標と同様に減少している。

この減少は一部の特定地域を除き、全国的な傾向であり、特に平成20年の燃料高騰やリーマンショックによる経済不況等による影響が大きいと考えられる。また、県内全体を観光目的別にみても、「自然公園」「行祭事」が平成22年度で前年比3.5%減少しており、韓国ドラマ「アイリス」のロケ地となった一部地域を除き、「宿泊施設」において減少傾向がみられる。

こうした結果及び全国的な傾向等を踏まえると、本計画施設「清流荘」の整備効果のみによる藤里町全体の交流人口の増加目標の達成は極めて厳しい状況にあったものと推察する。

しかしながら、「清流荘」の宿泊者の利用実績をみると、平成21年度が39人だったのが平成22年度は49人と増加しており、口コミ等により県外からの利用者が半数と着実に増加するとともに、紅葉期の写真愛好者等のリピーター化を確認している。また、日帰り客の利用も合わせると3年間の平均で138人となっており、本施設単体の目標である100人を超える利用者があった。

このことから、本計画事業の実施効果は発現されているものと判断できるが、今後のさらなる施設の利用実績を上げるためにも、ホームページやマスコミ等を活用した情報等の発信はもとより、利用者であるお客様の声を聞き、体験メニューの開発や食事内容、サービス等の更なる充実に努める必要がある。

また、計画目標の達成に向けては、町等が独自に白神グリーン・ツーリズム体験ツアー等を企画するなど、季節折々でイベント等を実施し、藤里町の魅力や白神山地に最も近い癒やしの宿「清流荘」としてアピールする必要があると考える。

なお、現在、施設の運営管理は地元住民からなる「くまげらの会」が行っているが、地域の高齢化等を踏まえ後継者の育成・確保に努めていく必要がある。

【 記入要領 】

- (1) 計画主体コード、計画番号は年度別事業実施計画に記入した番号とすること。
- (2) 「1 事業活用活性化計画目標の達成状況」のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由を記入すること。また、達成状況が低調である場合は実施要綱第8の2の(1)及び(2)に基づき改善計画を作成し、農林水産大臣に提出すること。
- (3) 「2 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果」は事業メニュー毎に作成すること。また、「事業の効果」には事業の実施により発現した効果(農山漁村の活性化に関連する効果)を幅広く記入すること。